



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 12 月 14 日 (水曜日) 号外 第 60 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

企業局企業管理規程	頁	人事委員会規則	
○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程	1	○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	1
		○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	6
		○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	8

企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和 4 年 12 月 14 日

宮崎県企業局長 井 手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第 8 号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和35年宮崎県企業局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 17 条の規定に基づき、企業職員（非常勤の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）を除く。以下同じ。）の給与に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規程は、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年宮崎県条例第 4 号。以下「給与条例」という。）第 17 条の規定に基づき、企業職員（非常勤の職にある者（地方公務員法（昭和25年法律第 261号）<u>第22条の 4 第 1 項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）を除く。以下同じ。）の給与に關し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この企業管理規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 12 月 14 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第18号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>別表第 7 昇格時号給対応表（第22条関係）</p> <p>ア 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="8">昇 格 後 の 号 給</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>3 級</td> <td>4 級</td> <td>5 級</td> <td>6 級</td> <td>7 級</td> <td>8 級</td> <td>9 級</td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	<p>別表第 7 昇格時号給対応表（第22条関係）</p> <p>ア 行政職給料表昇格時号給対応表</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">昇格した日の前日に受けていた号給</td> <td colspan="8">昇 格 後 の 号 給</td> </tr> <tr> <td>2 級</td> <td>3 級</td> <td>4 級</td> <td>5 級</td> <td>6 級</td> <td>7 級</td> <td>8 級</td> <td>9 級</td> </tr> </table>	昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給								2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
昇格した日の前日に受けていた号給		昇 格 後 の 号 給																																	
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級																											
昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給																																		
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級																											

[略]		
59	<u>26</u>	[略]
[略]		
61	<u>27</u>	[略]
62	<u>27</u>	
63	<u>28</u>	
64	<u>28</u>	
65	<u>29</u>	
66	<u>29</u>	
67	<u>30</u>	
68	<u>30</u>	
69	<u>31</u>	
70	<u>31</u>	
71	<u>32</u>	
72	<u>32</u>	
73	<u>33</u>	
74	<u>33</u>	
75	<u>34</u>	
76	<u>34</u>	
77	<u>35</u>	
78	<u>35</u>	
79	<u>36</u>	
80	<u>36</u>	
81	<u>37</u>	
82	<u>37</u>	
83	<u>38</u>	
84	<u>38</u>	
85	<u>39</u>	
86	<u>39</u>	
87	<u>40</u>	
88	<u>40</u>	
89	<u>41</u>	
90	<u>41</u>	
91	<u>42</u>	
92	<u>42</u>	
93	<u>43</u>	
[略]		

イ [略]

ウ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
[略]				
59	34	[略]		
[略]				
61	<u>35</u>	[略]		
62	<u>35</u>			
63	<u>36</u>			
64	<u>36</u>			
65	<u>37</u>			
66	<u>37</u>			

[略]		
59	<u>25</u>	[略]
[略]		
61	<u>26</u>	[略]
62	<u>26</u>	
63	<u>27</u>	
64	<u>27</u>	
65	<u>27</u>	
66	<u>28</u>	
67	<u>28</u>	
68	<u>28</u>	
69	<u>29</u>	
70	<u>29</u>	
71	<u>30</u>	
72	<u>30</u>	
73	<u>31</u>	
74	<u>31</u>	
75	<u>32</u>	
76	<u>32</u>	
77	<u>33</u>	
78	<u>33</u>	
79	<u>34</u>	
80	<u>34</u>	
81	<u>35</u>	
82	<u>35</u>	
83	<u>36</u>	
84	<u>36</u>	
85	<u>37</u>	
86	<u>37</u>	
87	<u>38</u>	
88	<u>38</u>	
89	<u>39</u>	
90	<u>39</u>	
91	<u>40</u>	
92	<u>40</u>	
93	<u>41</u>	
[略]		

イ [略]

ウ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	特 2 級	3 級	4 級
[略]				
59	<u>33</u>	[略]		
[略]				
61	<u>34</u>	[略]		
62	<u>34</u>			
63	<u>35</u>			
64	<u>35</u>			
65	<u>35</u>			
66	<u>36</u>			

67	<u>38</u>	
68	<u>38</u>	
69	<u>39</u>	
70	<u>39</u>	
71	<u>40</u>	
[略]		
82	<u>46</u>	[略]
83	<u>47</u>	
84	<u>48</u>	
85	<u>49</u>	
86	<u>49</u>	
87	<u>50</u>	
88	<u>50</u>	
89	<u>51</u>	
90	<u>51</u>	
91	<u>52</u>	
92	<u>52</u>	
93	<u>53</u>	
94	<u>53</u>	
95	<u>53</u>	
96	<u>54</u>	
97	<u>54</u>	
98	<u>54</u>	
99	<u>55</u>	
100	<u>55</u>	
[略]		
102	<u>56</u>	[略]
[略]		

[略]

エ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]				
54	<u>26</u>	[略]		
55	<u>27</u>	[略]		
56	<u>28</u>	[略]		
57	<u>29</u>	[略]		
58	<u>29</u>	[略]		
59	<u>29</u>	<u>22</u>	[略]	
60	<u>30</u>	[略]		
61	<u>30</u>	<u>23</u>	[略]	
62	<u>30</u>	<u>23</u>	[略]	
63	<u>31</u>	<u>24</u>	[略]	
64	<u>31</u>	<u>24</u>	[略]	
65	[略]	<u>25</u>	[略]	
66	<u>32</u>	<u>25</u>	[略]	
67	[略]	<u>25</u>	[略]	
68		<u>26</u>	[略]	
69		<u>26</u>	[略]	
70		<u>26</u>	[略]	

67	<u>36</u>	
68	<u>36</u>	
69	<u>37</u>	
70	<u>38</u>	
71	<u>39</u>	
[略]		
82	<u>45</u>	[略]
83	<u>46</u>	
84	<u>46</u>	
85	<u>47</u>	
86	<u>47</u>	
87	<u>48</u>	
88	<u>48</u>	
89	<u>49</u>	
90	<u>49</u>	
91	<u>50</u>	
92	<u>50</u>	
93	<u>51</u>	
94	<u>51</u>	
95	<u>52</u>	
96	<u>52</u>	
97	<u>53</u>	
98	<u>53</u>	
99	<u>54</u>	
100	<u>54</u>	
[略]		
102	<u>55</u>	[略]
[略]		

[略]

エ 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
[略]				
54	<u>25</u>	[略]		
55	<u>26</u>	[略]		
56	<u>26</u>	[略]		
57	<u>27</u>	[略]		
58	<u>27</u>	[略]		
59	<u>28</u>	<u>21</u>	[略]	
60	<u>28</u>	[略]		
61	<u>29</u>	<u>22</u>	[略]	
62	<u>29</u>	<u>22</u>	[略]	
63	<u>30</u>	<u>23</u>	[略]	
64	<u>30</u>	<u>23</u>	[略]	
65	[略]	<u>23</u>	[略]	
66	<u>31</u>	<u>24</u>	[略]	
67	[略]	<u>24</u>	[略]	
68		<u>24</u>	[略]	
69		<u>25</u>	[略]	
70		<u>25</u>	[略]	

71		<u>27</u>	
72		<u>27</u>	
[略]			
74	[略]	<u>28</u>	[略]
[略]			
86	<u>42</u>	[略]	
87	<u>43</u>		
88	<u>44</u>		
89	<u>45</u>		
90	<u>45</u>		
91	<u>46</u>		
92	<u>46</u>		
93	<u>47</u>		
94	<u>47</u>		
95	<u>48</u>		
[略]			
102	<u>54</u>	[略]	
103	<u>55</u>		
104	<u>56</u>		
105	<u>57</u>		
106	<u>57</u>		
107	<u>57</u>		
108	<u>58</u>		
109	<u>58</u>		
110	<u>58</u>		
111	<u>59</u>		
112	<u>59</u>		
113	<u>59</u>		
114	<u>60</u>		
115	<u>60</u>		
116	<u>60</u>		
117	<u>61</u>		
118	<u>61</u>		
119	<u>62</u>		
120	<u>62</u>		
121	<u>63</u>		

オ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
[略]			
51	<u>28</u>	[略]	
52	<u>28</u>		
53	<u>29</u>		
54	<u>29</u>		
55	<u>29</u>		
56	<u>29</u>		
57	<u>30</u>		
58	<u>30</u>		
59	<u>30</u>		
[略]			

71		<u>26</u>	
72		<u>26</u>	
[略]			
74	[略]	<u>27</u>	[略]
[略]			
86	<u>41</u>	[略]	
87	<u>42</u>		
88	<u>42</u>		
89	<u>43</u>		
90	<u>43</u>		
91	<u>44</u>		
92	<u>44</u>		
93	<u>45</u>		
94	<u>46</u>		
95	<u>47</u>		
[略]			
102	<u>53</u>	[略]	
103	<u>54</u>		
104	<u>54</u>		
105	<u>55</u>		
106	<u>55</u>		
107	<u>56</u>		
108	<u>56</u>		
109	<u>57</u>		
110	<u>57</u>		
111	<u>57</u>		
112	<u>58</u>		
113	<u>58</u>		
114	<u>58</u>		
115	<u>59</u>		
116	<u>59</u>		
117	<u>59</u>		
118	<u>60</u>		
119	<u>60</u>		
120	<u>60</u>		
121	<u>61</u>		

オ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
[略]			
51	<u>27</u>	[略]	
52	<u>27</u>		
53	<u>28</u>		
54	<u>28</u>		
55	<u>28</u>		
56	<u>28</u>		
57	<u>29</u>		
58	<u>29</u>		
59	<u>29</u>		
[略]			

61	<u>31</u>	[略]
62	<u>31</u>	[略]
[略]		
65	<u>32</u>	[略]
[略]		

カ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]						
66	<u>38</u>	[略]				
67	<u>39</u>	[略]				
68	<u>40</u>	[略]				
69	<u>41</u>	[略]				
70	<u>41</u>	[略]				
71	<u>41</u>	[略]				
72	<u>42</u>	[略]				
73	<u>42</u>	[略]				
74	<u>42</u>	[略]				
75	<u>43</u>	[略]				
76	<u>43</u>	[略]				
[略]						
78	<u>44</u>	[略]				
[略]						

キ [略]

ク 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
[略]				
51	<u>42</u>	[略]		
[略]				
53	<u>43</u>	[略]		
54	<u>43</u>	[略]		
55	<u>44</u>	[略]		
56	<u>44</u>	[略]		
57	<u>45</u>	[略]		
58	<u>45</u>	[略]		
59	<u>45</u>	[略]		
60	<u>46</u>	[略]		
61	<u>46</u>	[略]		
62	<u>46</u>	[略]		
63	<u>47</u>	[略]		
64	<u>47</u>	[略]		
[略]				
66	<u>48</u>	[略]		
[略]				
70	<u>50</u>	[略]		

61	<u>30</u>	[略]
62	<u>30</u>	[略]
[略]		
65	<u>31</u>	[略]
[略]		

カ 医療職給料表(二)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
[略]						
66	<u>37</u>	[略]				
67	<u>38</u>	[略]				
68	<u>38</u>	[略]				
69	<u>39</u>	[略]				
70	<u>39</u>	[略]				
71	<u>40</u>	[略]				
72	<u>40</u>	[略]				
73	<u>41</u>	[略]				
74	<u>41</u>	[略]				
75	<u>42</u>	[略]				
76	<u>42</u>	[略]				
[略]						
78	<u>43</u>	[略]				
[略]						

キ [略]

ク 市町村立学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
[略]				
51	<u>41</u>	[略]		
[略]				
53	<u>42</u>	[略]		
54	<u>42</u>	[略]		
55	<u>43</u>	[略]		
56	<u>43</u>	[略]		
57	<u>43</u>	[略]		
58	<u>44</u>	[略]		
59	<u>44</u>	[略]		
60	<u>44</u>	[略]		
61	<u>45</u>	[略]		
62	<u>45</u>	[略]		
63	<u>46</u>	[略]		
64	<u>46</u>	[略]		
[略]				
66	<u>47</u>	[略]		
[略]				
70	<u>49</u>	[略]		

71	<u>51</u>	71	<u>50</u>
72	<u>52</u>	72	<u>50</u>
73	<u>53</u>	73	<u>51</u>
74	<u>53</u>	74	<u>51</u>
75	<u>54</u>	75	<u>52</u>
76	<u>54</u>	76	<u>52</u>
77	<u>55</u>	77	<u>53</u>
78	<u>55</u>	78	<u>53</u>
79	<u>56</u>	79	<u>54</u>
80	<u>56</u>	80	<u>54</u>
81	<u>57</u>	81	<u>55</u>
82	<u>57</u>	82	<u>55</u>
83	<u>58</u>	83	<u>56</u>
84	<u>58</u>	84	<u>56</u>
85	<u>59</u>	85	<u>57</u>
86	<u>59</u>	86	<u>58</u>
87	<u>60</u>	87	<u>59</u>
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月14日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第19号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特急列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)	(特急列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)
第13条 [略]	第13条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（前条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、 <u>3分の2</u> に相当する額）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額（第12条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、 <u>3分の2</u> に相当する額	3 第8条（第1項第3号を除く。）の規定は、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額（前条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、 <u>4分の3</u> に相当する額）の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額（第12条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、 <u>4分の3</u> に相当する額

)」と、第8条第1項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する(第12条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、特別料金等の額の3分の2に相当する)」と、第8条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第14条 通勤手当は、支給単位期間(次の各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第18条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料等の支給に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号)第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 職員が2以上の特急列車等を利用するものとして特急列車等に係る通勤手当を支給される場合において、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額(第16条第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額」という。)の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

2・3 [略]

(返納の事由及び額等)

第16条 [略]

2 [略]

3 特急列車等に係る通勤手当に係る給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額(2以上の特急列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合においては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等」という。)が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合においては当該事由に係る特急列車等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特急列車等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合においてはその者の利用するすべての特急列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1(第12条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、3分の2)に相当する額(次号において「払戻金2分の1等相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特急列車等についての払戻金2分の1等相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合においては、0)

イ 第14条第1項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合

)」と、第8条第1項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する(第12条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、特別料金等の額の4分の3に相当する)」と、第8条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特急列車等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第14条 通勤手当は、支給単位期間(次の各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第18条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料等の支給に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号)第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 職員が2以上の特急列車等を利用するものとして特急列車等に係る通勤手当を支給される場合において、給与条例第5条の9第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額(第16条第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額」という。)の合計額が3万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

2・3 [略]

(返納の事由及び額等)

第16条 [略]

2 [略]

3 特急列車等に係る通勤手当に係る給与条例第5条の9第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額(2以上の特急列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合においては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等」という。)が3万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合においては当該事由に係る特急列車等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等が3万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特急列車等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合においてはその者の利用するすべての特急列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1(第12条に規定する基準に照らして通勤困難であると認められる職員にあっては、4分の3)に相当する額(次号において「払戻金2分の1等相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1等相当額等が3万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 3万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特急列車等についての払戻金2分の1等相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合においては、0)

イ 第14条第1項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合

2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特急列車等についての払戻金2分の1等相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

4 [略]

3万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特急列車等についての払戻金2分の1等相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、0）

4 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月14日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第20号

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤労手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤労手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>（1）再任用職員以外の職員 100分の 185（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の 225）</p> <p>（2） [略]</p>	<p>（勤労手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>（1）再任用職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 185（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（以下この号及び次号において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の 225）、12月に支給する場合には 100分の 195（特定管理職員にあっては、100分の 235）</u></p> <p>（2） [略]</p>

第2条 期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（勤労手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>（1）再任用職員以外の職員 <u>6月に支給する場合には 100分の 185（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（以下この号及び次号において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の 225）、12月に支給する場合には 100分の 195（特定管理職員にあっては、100分の 235）</u></p> <p>（2） [略]</p>	<p>（勤労手当の成績率）</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>（1）再任用職員以外の職員 <u>100分の 190（給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員（次号において「特定管理職員」という。）にあっては、100分の 230）</u></p> <p>（2） [略]</p>

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤労手当に関する規則の規定は、令和4年4月1日から適用する。